

特定非営利活動法人 国際ゲーミング協会

定 款

第1章 総 則

第1条 [名称]

この法人は「特定非営利活動法人国際ゲーミング協会」という。

第2条 [事務所]

(1) この法人は主たる事務所を東京都中央区銀座2丁目11番4号富善ビル3階に置く。

(2) この法人は従たる事務所を沖縄県国頭郡恩納村字富着882番地3グランディール202に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 [目的]

この法人は、地域社会での国際交流を拡充させた街づくりの推進が、国際観光事業の発展につながり、その結果新たな雇用機会の創出が生まれ日本の経済活動の活性化に寄与する社会貢献の広報を目的とする。

この目的を達成させるためには、健全な社会保障のセーフティーネットを目的としたゲーミング事業の法整備と同時にゲーミングビジネスの発展に伴う人材育成として、ホスピタリティーとプロトコルの職業能力の開発支援を行うものとする。

第4条 [特定非営利活動の種類]

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 消費者の保護を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動
- (11) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

第5条 [事業]

(1) この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

①特定非営利活動に係る事業

- a. 国際観光産業としてカジノゲームを含むゲーミング事業の合法化が地域を活性化させる要因となるという事を世論喚起する為の広報事業
- b. 違法カジノ店撲滅を図る為のゲーミングビジネスについての法律相談
- c. 国際観光事業としてのゲーミング事業経営と人材育成の支援

(2) その他の事業

- ① (1) の事業を象徴化したデザインを付したグッズの販売事業
- ② (1) の事業を広く啓蒙するために、インターネット上での映像配信による番組製作事業
- ③ (1) の事業に伴う人材を育成するためのスクール事業
- ④ 前項に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし収益が生じた場合は、同項1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

第6条 [種別]

この法人の会員は次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の会員とする。

①正会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体

②賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第7条 [会員]

- (1) 会員の入会については、特に条件を定めない。
- (2) 会員として入会しようとする者は、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由が無い限り入会を認めるものとする。
- (3) 理事長は、前項の者の入会を認めないとき、速やかに理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

第8条 [入会金及び会費]

会員は、総会において別に定める入会金（賛助会員は除く）及び会費を納入しなければならない。

第9条 [会員の資格の喪失]

会員が次の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- ①退会届の提出をしたとき。
- ②本人が死亡または会員である団体が消滅したとき。
- ③継続して2年以上会費を滞納したとき。
- ④除名されたとき。

第10条 [退会]

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 [除名]

会員が次の各号の一つに該当するに至った時には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①この定款に違反したとき。
- ②その法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

第4章 役員及び職員

第12条 [種類及び定数]

この法人に、次の役員を置く。

- ①理事 3名以上
- ②監事 1名以上

理事の内、理事長、副理事長、専務理事を各々1名とする。

第13条 [選任等]

- (1) 理事及び監事は、総会において正会員内から選任する。
- (2) 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 〔3〕 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数3分の1を超えて含まれる事になってはならない。
- 〔4〕 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねる事はできない。

第14条 [職務]

- 〔1〕 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。
- 〔2〕 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等があるとき又は理事長が欠けたときには、その職務を代行する。
- 〔3〕 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 〔4〕 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査する。
 - ② この法人の財産の状況を監査する。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告する。
 - ④ 前各号の報告が必要な場合は、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第15条 [任期等]

- 〔1〕 役員の任期は2年とする。但し再任を防げない。
- 〔2〕 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 〔3〕 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 〔4〕 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条 [欠員補充]

理事または監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は延滞なくこれを補充しなければならない。

第17条 [解任]

役員が次の各号に一に該当するに至った時には、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①心身の故障の為、職務遂行に耐えられないと認められたとき。
- ②職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき。

第18条 [報酬等]

- (1) 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
- (2) 役員にはその職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。
- (3) 前2項に関し必要な事項は総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第19条 [職員]

- (1) この法人には、事務局長、その他の職員を置く。
- (2) 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第20条 [種別]

この法人の総会は「通常総会」及び「臨時総会」の2種とする。

第21条 [構成]

総会は、正会員をもって構成する。

第22条 [権能]

総会は、以下の事項について決議する。

- ①定款の変更
- ②解散
- ③合併
- ④事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤事業報告及び収支予算
- ⑥役員を選任または解散並びに職務及び報酬
- ⑦入会金及び会費の額
- ⑧借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たなる義務の負担及び権利の放棄
- ⑨事務局の組織及び運営
- ⑩その他運営に関する重要事項

第23条 [開催]

- (1) 通常総会は毎事業年度1回開催する。
- (2) 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認めた招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員総数の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - ③ 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第24条 [招集]

- (1) 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- (2) 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

第25条 [議長]

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

第26条 [定足数]

総会は、正会員数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第27条 [議決]

- (1) 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- (2) 総会の議事は、その定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条 [表決権等]

- (1) 各正会員の表決権は平等なるものとする。
- (2) やむを得ない理由の為、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、また、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 〔3〕 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用について、総会に出席したものとみなす。
- 〔4〕 総会の決議について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

第29条 [議事録]

- 〔1〕 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 〔2〕 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

第30条 [構成]

理事会は理事をもって構成する。

第31条 [機能]

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条 [開催]

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

第33条 [招集]

- (1) 理事会は理事長が招集する
- (2) 理事長は第32条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- (3) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第34条 [議長]

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条 [議決]

- (1) 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によって予め通知した事項とする
- (2) 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする

第36条 [表決権等]

- (1) 各理事の表決権は平等なるものとする。
- (2) やむを得ない理由の為、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- (3) 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用について、理事会に出席したものとみなす。
- (4) 理事会の決議について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

第37条 [議事録]

- (1) 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 理事総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- (2) 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第38条 [資産の構成]

この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立のときの財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

第39条 [資産の区分]

この法人の資産は、されを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第40条 [資産の管理]

この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事長が別に定める。

第41条 [会計の原則]

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条 [会計の区分]

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第43条 [事業計画及び予算]

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し、総会の議決を経るものとする。

第44条 [暫定予算]

- (1) 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- (2) 前項の収入支出は、新たな成立した予算の収入支出となみす。

第45条 [予備費の設定及び費用]

(1) 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

第46条 [予算の追加及び更正]

予算議決後に、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第47条 [予算の追加及び決算]

(1) この法人の事業報告書、収支予算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事が作成し監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

(2) 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条 [事業年度]

この法人の事業年度は、6月1日から翌年5月31日に終わる。

第49条 [臨機の措置]

予算をもって定めるものの他、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、または、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)

第8章 定款の変更、解散及び合併

第50条 [定款の変更]

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数により議決を経て且つ軽微な事項として、法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- ② 資産に関する事項
- ③ 公告の方法

第51条 [解散]

(1) この法人は次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の決亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続き開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し

(2) 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

(3) 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条 [合併]

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第53条 [公告の方法]

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報や新聞、インターネット、ホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

第54条 [細則]

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- (1) この定款は、この法人の設立の日から施行する。
(2) この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

理事長 柳 眞佐夫
副理事長 根本 泰樹
専務理事 丹羽 啓浩
理 事 山本 礼子
理 事 鳥越 浩二
理 事 坊野 より子
理 事 福岡 潤
理 事 末廣 亨
理 事 本多 計広
理 事 高橋 茂
理 事 丸山 隆一
理 事 小野 晃子
理 事 小山 恭義
理 事 茂木 智之
監 事 石川 雄一

- (3) この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定に関わらず、成立日から平成21年5月31日までとする。
(4) この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
(5) この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定に関わらず、成立日から平成21年5月31日までとする。
(6) この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

①正会員

入会金 金10,000円 会費 金6,000円(1年分)

②賛助会員

入会金 金0円 会費 1口金3,000円(1年分/1口以上)

当法人の定款に相違ない

理事長 柳 眞佐夫